

## 各種法規制に関する申請・届出等の協議先一覧

項 目		対象（条件）		提出書類の名称	提出時期	提出窓口	提出部数	<根拠法令等> 備考	県問い合わせ窓口
土地取引に関するもの	国土利用計画法による土地売買（届出）	次の一に該当する面積で土地売買等の取引の土地購入者		土地売買等届出書ほか	土地売買等の契約日を含めて2週間以内	市町村	3部	<国土利用計画法>	用地対策課 土地利用推進担当
		(1)市街化区域 2,000㎡以上							
(2)(1)を除く都市計画区域 5,000㎡以上									
		(3)都市計画区域外 10,000㎡以上							
	公有地の拡大の推進に関する法律による土地売買（届出）	次の一に該当する面積で土地売買等の取引の土地譲渡者		土地有償譲渡届出書ほか	土地を譲渡しようとする日の3週間前	市町	2部	<公有地の拡大の推進に関する法律>	用地対策課 土地利用推進担当
(1)市街化区域 5,000㎡以上									
(2)(1)を除く都市計画区域（市街化調整区域を除く） 10,000㎡以上									
		(3)都市計画予定地・道路予定地・公園予定地・河川予定地等 200㎡以上							
土地造成に関するもの	開発行為に着手する前の協議		10,000㎡以上の開発（市街化区域 5,000㎡以上）	開発行為協議書ほか	各個別規制法の許可を受ける前	市町村	30部	<徳島県土地利用指導要綱>	用地対策課 土地利用推進担当
	開発許可	都市計画区域	市街化区域	開発行為（建築物の建築又は大規模な工作物や周辺地域の環境の悪化をもたらす恐れがある工作物の建設を目的として行う区画形質の変更）をするとき	開発行為許可申請書	工事着手1か月程度前	2部	<都市計画法>	都市計画課 まちづくり創生担当
			市街化調整区域						
		非線引都市計画区域	要協議 3,000㎡以上						
		都市計画区域外		開発行為の規模が、10,000㎡以上である場合		工事着手1か月程度前			
		一定の規模以上の土地の形質の変更届出	掘削部分と盛土部分の合計の面積が3,000㎡以上である土地の形質の変更を行う場合（土地の形質の変更が盛土のみである場合を除く）	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	形質変更の着手30日前まで	県（徳島市内は、徳島市長）	1部	<土壌汚染対策法>	環境管理課 土砂担当
土壌関係	土砂等の埋立等に関する規制	土砂等の埋立等の区域以外の場所から採取された土砂等による埋立等をする事業であって、土砂等の埋立等の区域の面積が3,000㎡以上であるもの。		特定事業許可申請書	工事着手50日前	県（南部総合県民局、西部総合県民局）	2部（南部又は西部総合県民局に提出する場合は3部）	<徳島県生活環境保全条例>	環境管理課 土砂担当
				土砂等搬入届出書	着手前及び施工期間中				
				特定事業着手報告書	着手から10日以内				
				特定事業場状況報告書	6か月ごと及び完了（廃止）時				
				特定事業水質・土壌検査報告書	6か月ごと及び完了（廃止）時				
		特定事業完了（廃止）届出書	完了から15日以内、廃止から30日以内						

# 各種法規制に関する申請・届出等の協議先一覧

項 目		対象（条件）	提出書類の名称	提出時期	提出窓口	提出部数	<根拠法令等> 備考	県問い合わせ窓口
土地造成に関するもの	農業振興地域整備計画(農用地区域)の変更手続き	(1)農用地区域内の土地を農業以外の用途に供する場合、あらかじめ農業振興地域整備計画の変更により農用地区域から除外する必要 (2)農用地区域からの除外は市町村が公告縦覧等の手続きを完了し、知事の同意が必要で長期間(6ヶ月程度)を要する	農業振興地域整備計画農用地区域変更申請書	市町村毎に提出時期が異なるので、各市町村農振担当部局に照会	市町村	1部 (各市町村に確認)	<農業振興地域の整備に関する法律>	農林水産政策課 農地利用調整担当
	農地法に係る転用許可手続き	<p>■立地基準</p> (1)農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地は原則として不許可 (2)第2種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、公益性の高い事業の用地に供する場合等は許可 (3)第3種農地は、原則として許可	農地転用許可申請書	標準処理期間(県許可の場合)  市町村農業委員会 3週間 県 3週間 中国四国農政局 3週間(4haを超えるもの)	市町村農業委員会	1部 (市町村農業委員会に確認)	<農地法>	農林水産政策課 農地利用調整担当
工場立地に関するもの	工場立地法届出	特定工場 (1)製造業等 (2)敷地面積9,000㎡以上、又は建築面積3,000㎡以上	特定工場(新設・変更)届出書	工事着手90日前 (前実施制限期間は、申請により30日まで短縮可)	市町村	1部	<工場立地法>	企業支援課 立地推進担当
建築確認・許可に関するもの	建築確認・許可申請	<p>■確認基準</p> 建築計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令の規定に適合するもの □確認を要する建築物の規制 ・新築をする場合 (1)特定の用途に供する特殊建築物で、当該部分の床面積が100㎡を超えるもの。 (2)3以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える木造以外の建築物。 (3)2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える木造以外の建築物。 (4)都市計画区域内、又は知事が指定する区域内における建築物。	建築確認・許可申請書	工事着手前 (確認申請の場合、2か月程度)	県 (東部県土整備局、南部総合県民局、西部総合県民局)  徳島市内は、徳島市	2部	<建築基準法>	住宅課建築指導室 指導・宅建担当  (東部県土整備局、南部総合県民局、西部総合県民局)
		<p>■許可基準</p> 建築許可は、建築審査会の同意等を得て与えられ、建築計画が周囲の良好な環境を害するおそれがないと認められるもの						
		指定確認検査機関の指定区分による						
建設リサイクルに関するもの	建設リサイクル法	(1)特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等 (2)一定規模以上の工事(対象建設工事)	建設リサイクル法第10条第1項届出書	工事着手7日前	県 (東部県土整備局、南部総合県民局、西部総合県民局)  徳島市内は、徳島市	1部	<建設リサイクル法>	住宅課建築指導室 指導・宅建担当  (東部県土整備局、南部総合県民局、西部総合県民局)

# 各種法規制に関する申請・届出等の協議先一覧

項 目	対象（条件）	提出書類の名称	提出時期	提出窓口	提出部数	<根拠法令等> 備考	県問い合わせ窓口		
環境保全に関するもの	1. 環境影響評価	(1) 工場及び事業場(新設、変更) 排水量5千m <sup>3</sup> /日以上、又は排ガス量5万m <sup>3</sup> /h以上	環境影響評価配慮書	計画立案段階	県	関係機関数	<徳島県環境影響評価条例>	環境管理課 土砂担当	
			第二種事業概要届出書	工事着手前(第二種事業の場合)					
		(2) 発電所(設置、変更) 水力 1.5万kW以上、火力 7.5万kW以上、 地熱 5千kW以上、風力 5千kW以上	環境影響評価方法書	工事着手2か月程度前					
			環境影響評価準備書						
			環境影響評価書						
	(3) 廃棄物処理施設(設置、変更) 廃棄物焼却施設 100t/日以上 し尿処理施設 100kL/日以上 廃棄物処分場 15ha以上	事後調査報告書	工事着手後						
	2. 事前協議	水質汚濁	事前協議書	設置届出提出前 (30日程度)	県 (環境管理課、南部総合県民局、西部総合県民局)  徳島市内は、徳島市 (水質のみ)	関係機関数  (20部程度)	<徳島県生活環境保全条例>	環境管理課 水質担当、企画・大気担当	
		大気汚染							
		粉じん							
	3. 水質汚濁	特定施設を設置(変更)しようとする工場又は事業場	瀬戸内法適用区域であり、1日当たりの最大排水量が、50m <sup>3</sup> 以上	特定施設設置(変更)許可申請書	工事着手3ヶ月程度前	県 (環境管理課)  徳島市内は、徳島市	4部 アクセスは、1部+関係機関数	<瀬戸内海環境保全特別措置法>	環境管理課 水質担当
			上記以外	特定施設、有害物質貯蔵指定施設設置(変更)届出書	工事着手前60日	県 (東部保健福祉局、南部総合県民局、西部総合県民局)、又は市町 ※一部市町に権限委譲 徳島市内は、徳島市	4部	<水質汚濁防止法>  <徳島県生活環境保全条例>	
		浄化槽を設置するもの	浄化槽設置届出書	工事着手前	(社)徳島県環境技術センター各支部	5部	<浄化槽法>	水・環境課	
浄化槽使用開始報告書			使用開始後						
4. 大気汚染		工場又は事業場における事業活動に伴い、ばい煙、VOC、水銀排出施設及び粉じんを発生する施設を設置(変更)しようとする工場又は事業場	ばい煙発生施設設置(変更)届出書	工事着手60日前	県 (南部総合県民局、西部総合県民局)  大気汚染防止法の廃棄物焼却炉は、県	4部 (県民局3部)	<大気汚染防止法>	環境管理課 企画・大気担当	
	揮発性有機化合物排出施設設置(変更)届出書		工事着手60日前	<徳島県生活環境保全条例>					
	水銀排出施設設置(変更)届出書		工事着手60日前	実施制限期間は、届出内容によっては短縮可					
	(一般)粉じん発生施設設置(変更)届出書		工事着手前						
特定粉じん発生施設設置(変更)届出書	工事着手前60日								

## 各種法規制に関する申請・届出等の協議先一覧

項目		対象(条件)	提出書類の名称	提出時期	提出窓口	提出部数	<根拠法令等> 備考	県問い合わせ窓口
環境保全に関するもの	5.ダイオキシン類対策	特定施設を設置(変更)しようとする工場又は事業所	特定施設設置(変更)届出書	工事着手前60日	県	2部	<ダイオキシン類対策特別措置法> 実施制限期間は、届出内容によっては短縮可	環境管理課 水質担当、企画・大気担当
	6.騒音	(1)指定地域内において、工場又は事業場に特定施設を設置しようとする工場又は事業所	特定施設設置(変更)届出書	工事着手30日前	市町村	2部程度	<騒音規制法> <徳島県生活環境保全条例>	各市町村 環境担当課
		(2)指定地域内において、特定建設作業を行おうとする場合	特定建設作業届出書	工事着手7日前			特定建設作業は、受理書交付なし	
	7.振動	(1)指定地域内において、工場又は事業場に特定施設を設置しようとする工場又は事業場	特定施設設置(変更)届出書	工事着手30日前	市町村	2部程度	<騒音規制法>	各市町村 環境担当課
		(4)指定地域内において、特定建設作業を行おうとする場合	特定建設作業届出書	工事着手7日前			特定建設作業は、受理書交付なし	
	8.産業廃棄物	(1)産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業物の処理施設で政令で定めるもの)を設置(変更)しようとする場合	産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議書	設置(変更)許可申請前	県 (環境指導課、南部総合県民局又は西部総合県民局)	1部+関係機関数+関係市町村数	<徳島県産業廃棄物処理指導要綱>	環境指導課 施設整備担当
			産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請書	事前協議終了後~工事着手前			<廃棄物の処理及び清掃に関する法律>	
		(2)一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの)を設置しようとする場合	一般廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議書	設置(変更)許可申請前	県 (環境指導課、南部総合県民局又は西部総合県民局)	2部 (施設の種別によっては、別途指示する部数)	<大気汚染防止法>	環境指導課 ゴミゼロ推進担当
			揮発性有機化合物排出施設設置(変更)届出書	事前協議終了後~工事着手前			※焼却施設、最終処分場は設置場所に関わらず環境指導課	
	9.河川への排出	河川に1日当たり50m3以上の汚水を排水使用とする場合	(1)1級河川(国直轄)	汚水排出届出書	排出前	国交省(河川事務所)	2部	<河川法>
(2)1級河川(県管理)及び2級河川			県 (東部県土整備局、南部総合県民局、西部相互県民局)			2部程度	水質汚濁防止法等による届出をしているときは除く	
(3)準用河川(市町管理)及び普通河川			市町			2部程度	<各市町法定外公共物管理条例等>	
10.河川における工作物の新築等	河川に排出口等の工作物を新・改築、除去しようとする場合	(1)1級河川(国直轄)	許可申請書	工事着手前	国交省(河川事務所)	2部	<河川法>	河川整備課 (東部県土整備局、南部総合県民局、西部相互県民局)
		(2)1級河川(県管理)及び2級河川			県 (東部県土整備局、南部総合県民局、西部相互県民局)	2部程度	<河川法>	
		(3)準用河川(市町管理)及び普通河川			市町	2部程度	<各市町法定外公共物管理条例等>	

## 各種法規制に関する申請・届出等の協議先一覧

項 目	対象（条件）	提出書類の名称	提出時期	提出窓口	提出部数	<根拠法令等> 備考	県問い合わせ窓口		
環境保全に関するもの	1 1.地下水採取	指定地域内において揚水機の吐出口断面積が2.1cm <sup>2</sup> を超える揚水設備を設置(変更)しようとする者	揚水設備設置届出書 ほか	揚水設備設置前	県 ※工業用は、企業支援課立地推進担当	1部	<徳島県生活環境保全条例>	環境管理課 土砂担当 ※届出の提出先は揚水設備の用途による	
	1 2.公害防止組織	特定工場(製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業)	ばい煙発生施設	(1)公害防止統括者及び代理者の選任届出書 (2)公害防止主任管理者及び代理者の選任届出書 (3)公害防止管理者及び代理者の選任届  (特定工場の施設状況及び従業員数等により届出項目が異なる)	(1)公害防止統括者及び代理者の選任 ・選任すべき事由が発生した日から30日以内に選任し、選任した日から30日以内に提出 (2)公害防止主任管理者及び代理者の ・選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に提出 (3)公害防止管理者及び代理者の選任 ・選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に提出	県(南部総合県民局、西部総合県民局)、又は市町村  ※一部市町村に権限委譲されている	2部	<特定工場における公害防止組織の整備に関する法律>	環境管理課 企画・大気担当
			汚水等排水施設						
			騒音発生施設						
			特定粉じん発生施設						
			一般粉じん発生施設						
			振動発生施設						
			ダイオキシン類発生施設						
	1 3.工業用水	河川法第23条の許可に基づく権利を譲渡しようとする場合	(1)1級河川(国直轄)	権利譲渡承認申請書	権利を譲渡前	国交省(河川事務所)  河川事務所もしくは県  市町村	3部程度	<河川法>  水量等により許認可権者が変わる	河川整備課
			(2)1級河川(県管理)						
			(3)2級河川						
			(4)準用河川(市町管理)						
	1 4.気候変動対策	次の要件に該当する建築物を建築する場合 (1)床面積の合計が、2,000m <sup>2</sup> 以上の新築 (2)改築に係る部分の床面積の合計が、2,000m <sup>2</sup> 以上の改築 (3)増築に係る部分の床面積の合計が、2,000m <sup>2</sup> 以上の増築	建築物環境配慮計画書	工事着手予定日の21日前	県 (建築物を所管する総合県民局又は東部県土整備局、徳島市内の建築物は、環境首都課)	1部	<徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例>	環境首都課 気候変動対策担当	
			建築物環境配慮計画変更届出書	建築物の床面積に変更があった場合 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置に変更があった場合 ※直ちに提出する					
工事完了届出書			工事完了後15日以内						